自動車税環境性能割の税額お問い合わせ方法は次のとおりです

*2019年10月1日の税制改正により、自動車取得税は廃止され、自動車の 燃費性能等に応じて取得時に払う「自動車税環境性能割」が導入されました。

依頼方法

① 自動車検査証(従来の紙の車検証)または自動車検査証記録事項(※) を下記**FAX番号**まで送信ください。

(※電子車検証と併せて発行されるもの)

058-279-5677(登録予定が岐阜ナンバーの場合) 0577-36-1402(登録予定が飛騨ナンバーの場合)



自動車税環境性能割の税額照会であること" "連絡先電話番号" "FAX番号" "担当者名"を記載 してください。

※電話回答を希望される場合はその旨記載願います。

回答方法

② FAXにて順次回答いたします。

受領後、順次対応しておりますが、<u>回答までにお時間をいただく</u> ことがありますのでご了承ください。

- ※16時半以降の照会につきましては、翌日以降に回答いたします。
- ※特殊な自動車(型式不明車、輸入車等)や複数台まとめての照会及び閉庁日翌日等は 回答までに時間を要します。余裕をもってご依頼ください。
- ★ 自動車検査証等がない場合は以下にご連絡ください。

058-279-3781 内線111

電話

※軽自動車税環境性能割の税額については、(一社)岐阜県自動車 会議所軽自動車事務所(電話:058-394-0268)へお問い合わせ ください。

- — — 【このページに関するお問い合わせ先】— -岐阜県自動車税事務所 課税審査係 TELO58-279-3781 内線220・221

